

第5次環境基本計画「環境指標」について（案）

生活環境総務課

1 基本的な考え方

環境基本計画の施策目的の達成に向け、施策の進捗状況や成果を的確に把握するための指標を設定する。

2 環境指標の設定・見直しの視点

環境指標の設定や見直しに当たっては、下記の（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ（４）（５）を満たすことを基本とする。

（１）施策目的の達成状況を把握できるもの

【ex. 温室効果ガス排出量、大気環境基準達成率 等】

（２）施策目的の達成に向けた取組状況及びその成果が定量的に把握可能なもの

【ex. 「福島議定書」事業参加団体数、
県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量 等】

（３）上記以外で施策目的の達成に向けて寄与度が高いもの

【ex. 森林づくり意識醸成活動の参加者数、
環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計） 等】

（４）可能な限り毎年度の推移を把握できること

（５）過大もしくは過小な目標設定になっていないこと

3 指標の種類

上記2に基づき設定した指標について、以下のとおり区分する。

（１）施策の検証を目的とする指標（PDCAサイクルを回すことが可能。）

（２）データの推移を県民に示すことが必要である指標（モニタリング指標）

4 その他

設定した指標のうち、施策体系ごとに代表的な指標を設けることとする。